

韓国の民防衛基本法

水 島 玲 央

- 一 解説
 - (一) 沿革
 - (二) 概要
 - (三) 考察
- 二 条文

一 解説

(一) 沿革

日本の隣国である韓国では、朝鮮戦争が「休戦中」の分断国家ということもあり、男性には兵役の義務が課せられている（兵役法第3条第1項）。こうした状況において、非常事態に備えて民防衛隊とよばれる民間防衛組織が構成され（以下、韓国の名称に従い「民防衛」と表記）、平常時より訓練が行われるなど、民防衛の制度が構築されている。

韓国における現在の民防衛の歴史は、公式的には1975年に始まったが、その前身は朝鮮戦争の最中であった1951年1月までさかのぼる⁽¹⁾。当初は国防部の戒嚴司令部に民防空本部が設置されたが、のちに内務部治安局に移管され、同年3月には防空法が制定された⁽²⁾。

こうした民防衛の前身ともいえる「民防空」は、1962年には「国家防空計画」が発表され内務部治安局に防衛課が設置され、1971年12月には「防空・消防の日」が定められるなど強化された⁽³⁾。1975年には民防空という用語を民防

(1) “국민 여러분! 민방위 본부에서 알려드립니다”, 국가기록원, <http://theme.archives.go.kr/next/koreaOfRecord/civilDefense.do> (검색일: 2016. 10. 27.)

(2) 국가기록원, 위의 사이트. (검색일: 2016. 10. 27.)

(3) 국가기록원, 위의 사이트. (검색일: 2016. 10. 27.)

衛へと改め、同年 7 月に「民防衛基本法」が制定され、現在では民防衛については国務総理所属の中央民防衛協議会において審議を行っている⁽⁴⁾。なお国務総理が民防衛に関する事項を総括・調整するにあたっては、国民安全処長官の補佐を受ける（民防衛基本法第 8 条第 1 項）。

韓国において民防衛が導入された背景として、安全保障上の理由と災害対策上の理由の二点がみられる⁽⁵⁾。前者は、1975 年 4 月にベトナム戦争において南ベトナムが敗北したことや、ラオスやカンボジアといったインドシナ半島の国々でも共産化が進んだことが挙げられている⁽⁶⁾。一方、後者は都市化と産業化が進むなか気象変化による災難が増加したため、国民の安全を守り経済的な損失を最小化する必要があったことを理由としている⁽⁷⁾。

(二) 概要

民防衛基本法第 2 条第 1 号によれば、「民防衛」の定義について、「民防衛事態」から「国民の生命と財産を保護するために政府の指導下に国民が遂行しなくてはならない防空、応急的な防災・救助・復旧および軍事作戦上必要な労力支援等のあらゆる自衛的活動」⁽⁸⁾であるとする。

(4) 국가기록원, 위의 사이트. (검색일 : 2016. 10. 27.)

(5) “도입배경”, 국민재난안전포털, <http://civil.safekorea.go.kr/idsiSFK/index.jsp> (검색일 : 2016. 7. 14.) なお, 韓国の民防衛の制度を日本語で紹介した先行研究としては, 田中彰「韓国における防災体制について」CLAIR REPORT, 第210号 (2000. 8.) 27-30頁を, 改正前の法律で邦訳されたものとしては, 一般財団法人土地総合研究所, <http://www.lij.jp/info/hourei/kankoku/sai/sai011.pdf> (検索日 : 2016. 5. 4.) を参照。

(6) 국민재난안전포털, 위의 사이트. (검색일 : 2016. 7. 14.)

(7) 국민재난안전포털, 위의 사이트. (검색일 : 2016. 7. 14.)

(8) “민방위의 정의”, 국민재난안전포털, <http://civil.safekorea.go.kr/idsiSFK/index.jsp> (검색일 : 2016. 7. 14.)

(9) 統合防衛法第 2 条第 3 号 : 「「統合防衛事態」とは敵の浸透・挑発やその脅威に対応して第 6 号から第 8 号までの区分にしたがい宣布する段階別事態をいう。」(※なお, 第 6 号から第 8 号までの区分について補足すると, 第 6 号の「甲種事態」とは「一定の組織体系を備えた敵の大規模な兵力浸透または大量殺傷武器攻撃等の挑発で発生した非常事態で, 統合防衛本部長または地域軍司令官の指揮・統制下に統合防衛作戦を遂行しなければならない事態」をいう。第 7 号の「乙種事態」とは「一部またはいくつかの地域で敵が浸透・挑発し短期間内に治安が回復するのが難しく地域軍司令官の指揮・統制

「民防衛事態」については「戦時・事変またはこれに準ずる非常事態」（同号カ）「統合防衛法」第2条第3号⁽⁹⁾による統合防衛事態」（同号ナ）「災難および安全管理基本法」第36条第1項⁽¹⁰⁾による災難事態の宣布または同法第60条第1項⁽¹¹⁾による特別災難地域の宣布などの国家的災難、そのほかに国民安全処長官が定める災難事態」（同号ダ）と規定している。

国と地方自治体はこうした事態から国と地域社会の安全を保障し、国民の生命と財産を守ることが求められ（民防衛基本法第3条第1項）、すべての国民は民防衛に関する義務を誠実に履行する義務を負う（同条第2項）。

民防衛を遂行するため、民防衛基本法17条では、「地域および職場単位で民防衛隊を置く」と規定している。民防衛基本法第3条第2項では、すべての国民が義務を誠実に履行しなければならないとしているが、民防衛隊については20歳から40歳までの国民の男性によって組織される（第18条第1項）⁽¹²⁾。但し国会議員、地方議会議員、教育委員会の教育委員、警察公務員、消防公務員、

下に統合防衛作戦を遂行しなくてはならない事態」をいう。第8号「丙種事態」とは「敵の浸透・挑発の脅威が予想されたり小規模の敵が浸透した時に地方警察庁長、地域軍司令官または艦隊司令官の指揮・統制下に統合防衛作戦を遂行し、短期間内に治安が回復できる事態」をいう。（同条第6～8号）

- (10) 災難および安全管理基本法第36条第1項：「国民安全処長官は大統領令で定める災難が発生したり発生するおそれがある場合、人の生命・身体および財産に及ぼす重大な影響や被害を減らすため緊急の措置が必要だと認めれば中央委員会の審議を経て災難事態を宣布することができる。但し、国民安全処長官は災難状況が緊急で中央委員会の審議を経る時間的余裕がないと認める場合には中央委員会の審議を経ずして災難事態を宣布することができる。」
- (11) 災難および安全管理基本法第60条第1項：「中央対策本部長は大統領令で定める規模の災難が発生し国家の安寧および社会秩序の維持に重大な影響を及ぼしたり、被害を効果的に收拾するために特別な措置が必要だと認めたり、第3項による地域対策本部長の要請が妥当だと認める場合には、中央委員会の審議を経て該当地域を特別災難地域として宣布することを大統領に建議することができる。」（※なお、第3項では「地域対策本部長は管轄地域において発生した災難によって第1項による事由が発生した場合には、中央対策本部長に特別災難地域の宣布の建議を要請することができる」と規定している。）
- (12) 1975年の法律では17歳から50歳までとなっていたが、1989年に20歳から50歳まで、2001年に20歳から45歳まで、2007年から20歳から40歳までと徐々に緩和されている。（국민재난안전포털, 註(5), (검색일: 2016. 7. 14).）

更生職公務員, 少年保護職公務員, 軍人, 軍務員, 郷土予備軍, 灯台員, 請願警察, 義勇消防隊員, 駐韓外国軍部隊の雇用員, 船員, 島嶼で勤務する教員, 現役兵入営対象者, その他大統領令で定める者(学生, 公共職業能力開発訓練生, 心身障害者, 慢性虚弱者)は除外される(同項第1~18号)。したがって韓国の男性には兵役の義務があり, 兵役の義務を終えた後は予備軍に参加する必要があるため, 予備軍を終えた者はさらに民防衛隊に参加することになる。

民防衛隊は, 「地域民防衛隊」と「職業民防衛隊」に大別されており, 職業民防衛隊は国家および地方自治体の機関や公共機関の職員によって構成される⁽¹³⁾。地域民防衛隊はさらに「統・里民防衛隊」と「市郡区民防衛技術支援隊」に分かれており, 前者は該当する統・里に居住する民防衛隊員によって構成され, 後者は消防・防空・医療・電気・通信・土木・建築・科学・生物・放射能の技術を持った者で構成される⁽¹⁴⁾。

民防衛隊の活動内容として, 第一に住民の自衛活動, 第二に人道的活動, 第三に非軍事的活動を大きな柱としており, 住民の自衛活動としては, 純粋な民間人による民防衛隊を組織し, 住民の生命と財産を保護することを目指している⁽¹⁵⁾。人道的活動としては, 戦争や災害・災難から住民の生命と財産を保護し, 国際的な民防衛隊員の活動の協約の締結を挙げている⁽¹⁶⁾。非軍事的活動としては, 政府指導下での非軍事的活動や非戦闘装備と機具の使用が挙げられている⁽¹⁷⁾。

民防衛隊の任務は, 民防衛基本法施行令第16条によれば平常時と民防衛事態発生時および発生するおそれがある場合に分けられる⁽¹⁸⁾。平常時の任務は挙動が不審な者および民防衛事態等を申告する為の申告網の管理・運営, 警報網管理と警報態勢の確立, 共同地下揚水施設・退避所・退避施設および統制所の設置・管理, 民防衛の為に必要な物資・装備の備蓄, 灯火・音響管制の訓練, 自らの施設の保護, 消防および科学・生物・放射能汚染防止装備の設置・管理, 民防衛教育訓練, その他の民防衛事態予防・収集・復旧・支援活動に関する事項が挙げられる(同施行令同条第1号カ〜ジャ)。

(13) 소방방재청, 「민방위 표준교재」, 서울: 소방방재청, 2013, 21 면.

(14) 소방방재청, 위의 글, 같은 면.

(15) 국민재난안전포털, 註(8), (검셀일: 2016. 7. 14.) .

(16) 국민재난안전포털, 위의 사이트. (검셀일: 2016. 7. 14.)

(17) 국민재난안전포털, 위의 사이트. (검셀일: 2016. 7. 14.)

(18) 田中彰, 前掲, 27-28頁参照。

一方、民防衛事態発生時および発生するおそれがある場合の任務は、警報および退避、住民統制および疎散、交通統制および灯火管制、消火活動、人命救助および医療活動、不発弾等危険物の予察および警告、破損された重要施設物の応急復旧、民心安定の為の啓蒙および戦勝意識の鼓吹等の労力支援、その他に民防衛事態を取捨する為に必要な事項が挙げられている（同施行令同条第2号カ～チャ）。

民防衛隊は年間10日、総50時間の範囲で民防衛に関する教育と訓練を受けなくてはならず（民防衛基本法第23条第1項）、教育および訓練命令を受けた者はこれに応じ、民防衛隊員は隊長と教官の訓練上の命令に服従しなくてはならない（同条第2項）。だが在監者や3ヶ月以上国外に在留する在外国民、災害の復旧活動に参加する者、医療などの特殊技能者等は教育と訓練が免除されるという例外がみられる（同条第3項1～5号）。近年では、入隊1年目から4年目までの隊員は年に1回4時間の教育を受けなくてはならず、5年目以上の隊員は年に1回1時間の非常招集訓練に参加しなければならないとしており⁽¹⁹⁾、前述の第23条第1項の規定の上限と比べると非常に短くなっている。

民防衛基本法では第25条において、毎月15日を民防衛の日として民防衛訓練を実施することができる旨規定している（第1項）。住民は第1項の訓練に参加しなければならない（第2項）。だが近年では必ずしも毎月訓練が行われているわけではないようで、2016年には3・4・5・6・7・8・9・10・11月に訓練が予定されており⁽²⁰⁾、全国単位のものが2回（5・8月）、地方単位のものが6回（3・4・6・7・10・11月）と、全国単位のものよりも地域の特性を生かした訓練が多く行われるようになってきている⁽²¹⁾。なお9月については民防衛創設記念の「示範訓練」と位置付けられている⁽²²⁾。

（三） 考察

以上、韓国における民防衛の制度について見渡してきたが、韓国の民防衛は分断国家であるという特殊な事情によるところが大きく、緊急事態への準備を行う必要性があったことがわかる。こうした民防衛は40年以上も行われてきた

(19) 소방방재청, 「민방위 표준교재」, 서울: 서방방재청, 2013, 22 면; 국민안전처, 「2016년도 민방위 교육지침」, 세종: 국민안전처, 2016, 2 면.

(20) 양주시, 「2016년 민방위훈련 업무지침」, 양주: 양주시, 2012, 7 면.

(21) 양주시, 위의 글, 3 면 참조.

(22) 양주시, 위의 글, 7 면 참조.

が、現在ではさまざまな弊害も散見されている。

第一に、民防衛に対して国民が消極的な点である。民防衛の前身ともいえる民防空は、朝鮮戦争の最中に導入されたため、当初は切迫した状況のなかで不可欠なものであったと考えられるが、その後の北朝鮮との長い「休戦」状態に慣れてしまい、また北朝鮮との国力も大きく逆転した現在、国民のあいだで危機意識が薄れ訓練が形骸化している。特に民防衛隊員の教育訓練とは異なり、民防衛の日に行われる国民の民防衛訓練については違反時の罰則規定がみられない。そのため、年に数回行われる民防衛訓練では、緊張感がない様子が指摘されたり⁽²³⁾、まったく参加しないで素通りする者も現れているという現状が写真記事で紹介されている⁽²⁴⁾。特に2016年9月には韓国の慶州において大地震が発生したため、今後の地震を想定して民防衛地震退避訓練が行われたところ、机の下に避難する者はほとんどおらず、また火災発生に備えた鎮火訓練では、消火栓が老朽化して3階まで水が届かなかったといった準備不足が露呈したという⁽²⁵⁾。そして「地震と台風が日常化した日本の場合、初期教育と市民意識が訓練に参加する要因に数えられる」⁽²⁶⁾とする専門家の意見を紹介し、日本と比べても災害対策の訓練が機能していないことを憂慮している。

第二に、民防衛にかかるコストの問題が挙げられる。2013年以降、民防衛には広報のための予算2億円が加えられ、年間およそ4億8000万ウォンもの予算が設けられている⁽²⁷⁾。そのうえ、2014年現在の韓国のGDPが1485兆780億ウォンなので、年間の労働日数を245日、一日の労働時間を8.5時間とした場合、民防衛訓練で中断する20分間の経済的損失は2377億ウォンにも上るとい⁽²⁸⁾。とりわけ前述のように国民が民防衛訓練に対して消極的であることから、コス

(23) “‘의무라니까…’, 민방위 지진대피 훈련 ‘형식적’”, 한국일보, 2016년 10월 19일, <http://www.hankookilbo.com/v/16483a151b534e48bbea3e6c02f83cbd> (검색일: 2016. 10. 26.)

(24) “민방위 훈련에도 멈추지 않는 세종대로”, 조선일보, 2016년 8월 24일, http://photo.chosun.com/site/data/html_dir/2016/08/24/2016082401860.html (검색일: 2016. 10. 26.)

(25) 한국일보, 앞의 기사.

(26) 한국일보, 위의 기사.

(27) “하나마나한 민방위 훈련… 20분간 전국이 멈춘 경제적 손실 2377억”, 조선일보, 2015년 8월 20일, http://news.chosun.com/site/data/html_dir/2015/08/20/2015082000312.html (검색일: 2016. 11. 17.)

(28) 조선일보, 위의 기사.

トに見合った効果があるのかは疑問である。

第三に、現在の民防衛制度は男性に多大な負担を強いているという点である。民防衛基本法第3条第2項では、「すべての国民は（……）民防衛に関する義務を誠実に履行しなくてはならない」としているが、民防衛隊に参加する義務があるのは20歳から40歳までの男性のみであり、女性は志願者のみ参加すればよいことになっている。兵役の義務にとどまらず、予備軍そして民防衛隊までと、40歳になるまで男性にのみ課せられ、さらには戦争時などの非常事態には50歳までの男性が民防衛隊に組織されるのは、両性の平等という観点からするとやや不公平にみえる。

これらの問題点についてみると、民防衛の日の訓練への国民の消極的な姿勢に対しては韓国においても、既に年間の訓練回数を減らして各地方の特色に合わせた訓練を多く行うなどの努力がみられている。もし今後も民防衛の制度を維持するのであれば、今後は北朝鮮からの攻撃よりも自然災害対策の訓練により重きを置き、事前に十分な広報活動を行って国民への周知の徹底を図れば、国民からの関心が高まり内容の濃い訓練ができるようになるのではないだろうか。

また、現在の民防衛の制度下では、女性以外にも、国会議員や地方議会議員も民防衛隊への加入が免除されている。そこでこうした不公平感を是正するため、2016年11月の国会運営委員会において、国会議員も民防衛隊に編成され民防衛訓練を受けるよう、民防衛基本法の一部を改正する法律案が議決されている⁽²⁹⁾。一方、女性については、近年ではさまざまな自治体において、志願者による女性民防衛隊がつくられるようになってきている⁽³⁰⁾。一般の成人男性のみならず、国会議員や女性も積極的な参加をしていくことで、社会的な不公平感の問題については緩和が期待できるものと思われる。

日本では近年、集团的自衛権や安保法制などの議論が積極的に行われてきているため、緊急事態における国民の協力の要請と確保を今後どのように強化す

(29) “국회의원 불체포특권 내용 방지, 민방위 편성”, 신문고뉴스, 2016년 11월 26일, http://www.shinmoongo.net/sub_read.html?uid=97469 (검색일 : 2016. 11. 30.)

(30) 例えばソウル特別市では端草區において初の女性民防衛隊が創設されている。“[지역] 서초구, 서울시 최초 여성민방위대 창설”, 아시아경제, 2016년 5월 31일, <http://www.asiae.co.kr/news/view.htm?idxno=2016053107220979347> (검색일 : 2016. 11. 30.)

るかについても、いずれ議論されることが考えられる。そうしたなか、分断国家という状況にある韓国においてさえも、長期間訓練を行うとかえって国民の危機意識は低下してしまうという点や、多大なコストに見合った訓練ができていないという点、災害対策の訓練については日本よりも機能していないと認識されている点などは、日本にとってもさまざまな示唆に富むものであるといえよう。国際情勢の変化のなかで韓国の民防衛制度が今後どのようなようになっていくか、注目してみる価値があるといえるだろう。

二 条文

民防衛基本法

[施行 2017. 1. 28.] [法律 第13915号, 2016. 1. 27., 一部改正]

第1条 (目的) この法は戦時・事変またはこれに準ずる非常事態や国家的災難から国民の生命と財産を保護するために民防衛に関する基本的な事項と民防衛隊の設置・組織・編成と動員等に関する事項を規定することを目的とする。

第2条 (定義) この法で使用する用語の意味は次のとおりである。

1. “民防衛”とは次の各号のいずれかひとつに該当する状況（以下「民防衛事態」とする）から住民の生命と災難を保護するために政府の指導下に住民が遂行しなくてはならない防空、応急的な防災・救助・復旧および軍事作戦上必要な労力支援等のすべての自衛的活動をいう。

カ. 戦時・事変またはこれに準ずる非常事態

ナ. 「統合防衛法」第2条第3号による統合防衛事態

ダ. 「災難および安全管理基本法」第36条第1項による災難事態の宣布または同法第60条第1項による特別災難地域の宣布等の国家的災難、そのほかに国民安全処長官が定める災難事態

2. “中央官署”とは「大韓民国憲法」または「政府組織法」、そのほかに法律によって設置された中央行政機関の長をいう。但し国会事務総長、法院行政処長、憲法裁判所事務処長および中央選挙管理委員会事務総長は除外する。

第3条 (国家・地方自治団体と国民義務) ①国家および地方自治団体は民防衛事態から国家と地域社会の安全を保障し国民の生命と財産を保護するための計画を樹立・施行しなくてはならず、民防衛事態を迅速に収集・復旧しなくてはならない。

②すべての国民は国家および地方自治団体の民防衛施策に協調し、この

法で規定した各自の民防衛に関する義務を誠実に履行しなくてはならない。

第 4 条 (財政上の措置) ① 国家および地方自治団体は民防衛事態の予防と迅速な収集および復旧等のために必要な財政上の措置を講じなくてはならない。

② 国家は地方自治団体に対して大統領令で定めるところにより第 1 項による措置に必要な経費を全部または一部を補助する等財政上の支援をすることができる。

第 5 条 (他の法律との関係) この法は民防衛に関して他の法律に優先して適用される。但し、軍事的必要によって制定された法律はこの法に優先して適用される。

第 6 条 (中央民防衛協議会) ① 民防衛に関する国家の重要政策を審議するために国務総理所属で中央民防衛協議会を置く。

② 中央民防衛協議会の構成・組織・運営、その他に必要な事項は大統領令で定める。

③ 中央民防衛協議会は必要によって分科委員会を置くことができる。

第 7 条 (地域民防衛協議会) ① 民防衛の業務に必要な事項を審議するため地域民防衛協議会を置き、特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事（以下「市・道知事」とする）所属で特別市・広域市・道民防衛協議会（以下「市・道協議会」とする）を、市長・郡守・区庁長所属で市・郡・区民防衛協議会（以下「市・郡・区協議会」とする）を、邑・面・洞長所属で邑・面・洞民防衛協議会（以下「邑・面・洞協議会」とする）をそれぞれ置く。

② 地域民防衛協議会の構成・組織・運営、その他に必要な事項は総理令で定める。

第 8 条 (総括および執行機関) ① 国務総理は国民安全処長官の補佐を受け、民防衛に関する事項を総括・調整する。

② 各中央官署の長は民防衛に関する「政府組織法」上の所管業務を執行する。

第 9 条 (協調) ① 各中央官署の長は民防衛事態において民防衛隊の動員が必要であれば国民安全処長官に動員を要請することができる。但し、緊急であれば地方行政機関の長や軍部隊の長はその所在地を管轄する市・道知事または市長・郡守・区庁長に民防衛隊の動員を要請することができる。

②国民安全処長官は民防衛業務遂行上必要と認められれば関係中央官署の長に協調を要請することができ、要請を受けた中央官署の長は特別な事由がなければこれに従わなければならない。

③国民安全処長官は民防衛業務の遂行上必要と認められれば公共団体・社会団体、その他の民間事業者（以下「公共団体等」とする）の長に協調を要請することができ、要請を受けた公共団体等の長は特別な事由がなければこれに従わなければならない。

④市・道知事または市長・郡守・区庁長は民防衛業務遂行上必要と認めるときは地方行政機関の長や公共団体等の長に協調を要請することができ、要請を受けた地方行政機関の長や公共団体等の長は特別な事由がなければこれに応じなければならない。地方行政機関の長や公共団体等の長の市・道知事または市長・郡守・区庁長に対する協調要請の場合にもまた同様である。

第10条（民防衛計画の種類） 民防衛業務に関する計画は基本計画、執行計画、特別市・広域市・道計画（以下「市・道計画」とする）と市・郡・区計画に分類する。

第11条（基本計画） ①国務総理は大統領令で定めるところにより民防衛に関する基本計画指針を作成し、これを関係中央官署の長に知らせなければならない。

②関係中央官署の長は第1項の基本計画指針により所管の民防衛業務に関する基本計画案を作成し、国民安全処長官と協議したのち、国務総理に提出しなければならない。

③国務総理は第2項により関係中央官署の長が提出した基本計画案を総合し、中央民防衛協議会の審議を経て基本計画を作成し、国務会議の審議を経て大統領の承認を得て確定する。

④国務総理は確定された基本計画を関係中央官署の長に知らせなければならない。

第12条（執行計画） ①中央官署の長は第11条第4項により示達を受けた基本計画により所管の民防衛業務に関する執行計画を作成し、国民安全処長官と協議したのち、国務総理の承認を得て確定する。

②中央官署の長は確定された執行計画を市・道知事と大統領令で定める所属地方行政機関、公共団体または社会団体の長や第10条による民防衛計画上で重要な施設の管理者（以下「指定行政機関の長」とする）に知ら

せなければならない。

③指定行政機関の長は第2項により示達を受けた執行計画に合わせて細部執行計画を作成し、管轄の市・道知事と協議したのち所属中央官署の長の承認を得て確定する。

第13条（市・道計画） ①市・道知事は第12条第2項により示達を受けた執行計画により所管の民防衛の業務に関する市・道計画を作成し、市・道協議会の審議を経て確定し、国民安全処長官にこれを報告しなければならない。

②市・道知事は確定された市・道計画を市長・郡守・区庁長に知らせなければならない。

第14条（市・郡・区計画） 市長・郡守・区庁長は第13条第2項により示達を受けた市・道計画により所管の民防衛業務に関する市・郡・区計画を作成し、市・郡・区協議会の審議を経て確定し、市・道知事にこれを報告しなければならない。

第15条（民防衛準備） ①中央官署の長、市・道知事および市長・郡守・区庁長は第10条による民防衛計画により次の各号の民防衛準備をしなければならない。

1. 退避壕等非常退避施設の設置
2. 消防と防空装備の備置および整備
3. その他に大統領令で定める物資の備蓄と施設および装備の設置・整備

②中央官署の長、市・道知事および市長・郡守・区庁長は住居用に使用する単独住宅以外の他の各号の建築物や施設物の所有者・占有者・管理者に第1項の民防衛準備を命じることができる。

1. 「建築法」第2条第1項第5号による地下階を置いている建築物
2. 「消防施設設置・維持および安全管理に関する法律」第9条および「消防基本法」第13条により消防施設を設置したり維持・管理しなければならない建築物および施設物
3. その他に民防衛装備を備置し整備するために総理令で定める建築物および施設物

③中央官署の長、市・道知事および市長・郡守・区庁長は第1項および第2項による施設・装備または物資の位置と活用方法を地域住民がわかるように必要な措置をしなければならない。第1項第1号による施設を

設置する市長・郡守・区庁長は大統領令で定めるところにより案内表示板と誘導表示板を設置または付着しなければならない。

第15条の2（点検等） ①市長・郡守・区庁長は第15条第1項および第2項による施設・装備または物資を周期的に点検し、市・道知事に報告しなければならない。市・道知事はこれを総合して国民安全処長官に報告しなければならない。

②国民安全処長官は第1項による報告結果を検討し、整備または交代が必要だと認定する施設・装備等に対しては大統領令で定めるところによりその整備または交代等に必要な費用の全部または一部を支援することができる。

③国民安全処長官は第1項による点検の周期・方法および報告手続に関する事項を定め、市・道知事および市長・郡守・区庁長に通報しなければならない。

第16条（出入・確認等） ①市長・郡守・区庁長は第15条第2項による民防衛の準備の状況を確認するために必要だと認めるときは、関係者に資料の提供を命じたり、所属公務員に関係地域に出入りして確認するようにしたり関係者に質問させることができる。

②第1項によって所属公務員が職務を遂行するときは、その権限を表示する証票をもってこれを関係者に出さなければならない。

第17条（設置） 民防衛を遂行するために地域および職場単位で民防衛隊を置く。

第18条（組織） ①民防衛隊は20歳になる年の1月1日から40歳になる年の12月31日までの大韓民国国民である男性で組織する。但し、次の各号の者は除外する。

1. 国会議員
2. 地方議會議員
3. 教育委員会の教育委員
4. 警察公務員
5. 消防公務員
6. 更生職公務員
7. 少年保護職公務員
8. 軍人
9. 軍務員

10. 郷土予備軍
11. 灯台員
12. 請願警察
13. 義勇消防隊員
14. 駐韓外国軍部隊の雇用員
15. 遠洋漁船または外航船の船員で年 6 か月以上乗船する者
16. 「島嶼・僻地教育振興法」第 2 条による島嶼僻地で勤務する教員
17. 現役兵入営対象者（社会服務要員召集対象者を含む）
18. その他に次の各目の者のなかで大統領令で定める者
 - 가. 学生
 - 나. 公共職業能力開発訓練生
 - 다. 心身障害者
 - 라. 慢性虚弱者

②第 1 項で規定した者以外の男性および女性は志願して民防衛隊の隊員になることができる。③国務総理は第 1 項本文にも関わらず、第 2 条第 1 号カ目に該当する状況が発生したら、中央民防衛協議会の審議を経て 20 歳となる年の 1 月 1 日から 50 歳になる年の 12 月 31 日までの大韓民国国民である男性で民防衛隊を組織させることができる。

第 19 条（編成） ①民防衛隊は住所地を単位とする地域の民防衛隊と職場を単位とする職場の民防衛隊で編成する。但し、大統領令で定める小規模の民防衛隊は他の民防衛隊と統合して編成することができる。

②第 1 項の地域の民防衛隊は統・里を単位とする統・里民防衛隊と市・郡・区を単位とする市・郡・区民防衛の技術支援隊（以下「民防衛技術支援隊」とする）で区分する。

③統・里民防衛隊は当該統・里に居住する第 18 条で規定した民防衛隊員で編成し、民防衛技術支援隊は水防・防空・医療・電気・通信・土木・建築・化生放（※訳者注：化学・生物・放射能）等の技術を有する民防衛隊員のなかから邑・面・洞長や職場の民防衛隊長の推薦を受け、市長・郡守・区庁長が選抜した者で編成する。

④職場の民防衛隊を置かなくてはならない職場は次の各号の通りである。

1. 大統領令で定める国家と地方自治団体の機関
2. 大統領令で定める公共機関及び事業場

- ⑤統・里民防衛隊員と民防衛技術支援隊員および職場民防衛隊員は重複して編成しない。
- ⑥統・里民防衛隊の隊長は統長・里長に、民防衛技術支援隊の隊長は市長・郡守・区庁長とする。但し、民防衛事態発生時に統・里民防衛隊の隊長が65歳以上の高齢、心身虚弱等の事由により現場の指揮をするのが困難だと判断される場合には、邑・面・洞長が指定する者を統・里民防衛隊の隊長とすることができる。
- ⑦職場民防衛隊の隊長は職場の長とする。但し、職場の長は当該職場で民防衛の業務を総括する部署の長を職場民防衛隊の隊長に指定することができる。
- ⑧第6項および第7項の場合には、第18条第1項各号以外の部分の但し書きに関わらず、統長・里長、市長・郡守・区庁長または職場の長や職場の長から指定を受けた者が郷土予備軍の隊員であるときにも民防衛隊の隊長となることができる。この場合、郷土予備軍である民防衛隊の隊長に対しては「郷土予備軍設置法」第5条と第6条による動員と訓練の義務を免除する。
- ⑨邑・面・洞長と市長・郡守・区庁長は民防衛のために2つ以上の民防衛隊が共同対処することが必要だと認められれば、大統領令で定めるところにより連合民防衛隊を構成して運営することができる。この場合、連合民防衛隊長は所属民防衛隊長のなかから大統領令で定める者となる。
- ⑩民防衛隊は専門委員を置くことができる。
- ⑪この法で規定された事項以外に民防衛隊の組織に必要な事項は大統領令で定める。

第20条（編成手続等） ①邑・面・洞長や職場の民防衛隊長は第18条第1項に該当する者に対して、大統領令で定めるところにより住民登録票やその他に民防衛隊員の編成対象者であることを確認できる書類により職権で民防衛隊を編成する。但し、民防衛隊の組織から除外される事由が発生した者とその事由が消滅した者は、その事実を居住地の邑・面・洞長や職場の民防衛隊長に申告しなければならない。

②職場の民防衛隊長は所属民防衛隊のなかで退職したり当該職場の民防衛隊に新たに編入した者がいたら、邑・面・洞長に申告しなければならない。

③ 邑・面・洞長は第 1 項による民防衛隊の編成結果と第 2 項により申告を受けた事項を、統・里民防衛隊長に知らせなければならない。

④ 職場の民防衛隊長は職場の民防衛隊を編成・解体・移転または名義を変更するときは、総理令で定めるところにより管轄市長・郡守・区庁長に申告しなければならない。

⑤ 第 18 条第 1 項但書により民防衛隊の組織から除外される者が属する職場の長は、その所属員が身分を取得したり喪失したときは、総理令で定めるところによりその所属員の居住地の邑・面・洞長に申告しなければならない。

⑥ 市長・郡守・区庁長は第 19 条第 3 項により民防衛技術支援隊員を選抜したら、遅滞なく邑・面・洞長や職場の民防衛隊長に知らせなければならない。

⑦ 邑・面・洞長や職場の民防衛隊長は、毎年民防衛隊を編成したのち、所属民防衛隊員に民防衛隊編成事実と所属および任務等を知らせなければならない。

第 21 条 (民防衛隊の指揮・監督) ① 民防衛隊は当該民防衛隊長が指揮する。

② 邑・面・洞長は管内の統・里民防衛隊長を指揮・監督し、市長・郡守・区庁長は管内の職場の民防衛隊長を指揮・監督する。但し第 19 条第 9 項により連合民防衛隊を構成した場合に民防衛隊が発生したり発生するおそれがあるときの民防衛隊のための民防衛隊の活動に関しては、連合民防衛隊長が邑・面・洞長または市長・郡守・区庁長の命を受け所属民防衛隊長を指揮する。

③ 民防衛隊の運用に関しては、市長・郡守・区庁長は邑・面・洞長を指揮・監督し、市・道知事は市長・郡守・区庁長を指揮・監督し、国民安全処長官は市・道知事を指揮・監督する。

第 22 条 (検閲) 国民安全処長官、市・道知事または市長・郡守・区庁長は民防衛隊の運営改善と発展のために大統領令で定めるところにより民防衛隊編成の現況、教育訓練の現況、施設・装備の現況等について検閲を実施することができる。

第 23 条 (民防衛隊員の教育訓練) ① 民防衛隊員は大統領令で定めるところにより年 10 日、総 50 時間の範囲で民防衛に関する教育および訓練を受けなければならない。この場合民防衛隊の幹部要員と技術および技能要員（以下「民防衛隊要員」とする）については、必要に応じて教育及

び訓練期間を延長することができ、転地教育訓練を実施することができる。

②教育および訓練命令を受けた者はこれに応じなければならず、教育訓練中にある民防衛隊員は民防衛隊長と訓練担当教官の教育訓練上の命令に服従しなければならない。

③第1項の教育および訓練を受けなければならない者のなかで次の各号のいずれか一つに該当する者については、大統領令で定めるところにより教育および訓練を免除することができる。

1. 禁錮以上の刑を宣告され執行中にある者
2. 3ヶ月以上外国に旅行または在留中の者
3. 災害が発生したり発生するおそれがある場合、その災害の予防・応急対策または復旧活動に参加する者で国民安全処長官が指定する者
4. 医療・電気・通信、その他に民防衛と関連した特殊技能所持者で国民安全処長官が指定する者。但し、該当特殊分野に関する教育訓練に限定してこれを免除する。
5. 第4項によって教育訓令が猶予された者で該当教育訓練計画期間が終了するまでその猶予事由が消滅しない者

④第1項の教育および訓練に関しては第26条第3項を準用する。

⑤国民安全処長官や市・道知事は民防衛隊要員の教育および訓練のために必要な教育機関を別途置くことができる。

⑥第1項による教育と訓練は大統領、国会議員、地方議会議員と地方自治団体の長の選挙期間中には実施しない。

第23条の2（国家災難安全教育） ①国民安全処長官は第23条第1項による民防衛隊員の教育および訓練時、災難に対する予防・退避および対応等に関する教育（以下本条で「国家災難安全教育」とする）を総理令で定めるところにより実施しなくてはならない。

②国民安全処長官は民防衛隊員ではない住民が第1項による国家災難安全教育を受けようとするときは、総理令で定めるところによりこれを実施することができる。

第24条（教育訓練通知書の伝達等） ①民防衛隊員に教育訓練を実施しようとする場合は、大統領令で定めるところにより本人に教育訓練通知書を伝達しなければならない。但し、本人がいなければ教育訓練通知書を地域民防衛隊においては同じ世帯の世帯主や家族のうち成年者に伝達

し、職場の民防衛隊においては職場の長に伝達しなければならない。

②第1項但書により本人に代わって教育訓練通知書を受けた者はこれを遅滞なく本人に伝達しなければならない。

第25条（民防衛訓練） ①国民安全処長官は毎月15日を民防衛の日に定め、民防衛事態に対する対処能力を習得するための民防衛訓練を実施することができ、国民安全処長官は必要と認めるときは訓練日程とその実施の有無を調整したり追加して実施することができる。

②住民は第1項による訓練に参加しなければならないが、中央官署の長、市・道知事、市長・郡守・区庁長は訓練に参加した公共団体等に対して必要な経費を支援することができる。

第26条（動員） ①国民安全処長官、市・道知事または市長・郡守・区庁長は民防衛事態が発生したり発生するおそれがあるときに、民防衛のために動員が必要だと認めるときは、大統領令で定めるところにより動員を命じることができる。この場合市・道知事または市長・郡守・区庁長は遅滞なく国民安全処長官にその事実を報告しなければならない。

②邑・面・洞長は第32条第1項の場合に、大統領令で定めるところにより民防衛の動員を命じることができる。この場合、動員命令者は遅滞なくその事実を市長・郡守・区庁長に報告しなければならない。

③第1項と第2項の場合に動員命令者は動員命令を受けた者が次の各号のいずれかひとつに該当する事由があれば、職権または申請により動員を延期することができる。

1. 身体障害で動員に応じることができない場合
2. 冠婚喪祭、災害、その他不得意な事由がある場合

④第1項と第2項により動員された民防衛隊員は民防衛隊長の民防衛遂行者の命令に服従しなければならない。

⑤動員命令者は第1項と第2項により民防衛隊員を動員した後、動員事由が解消されたときは遅滞なくその動員を解除しなければならない。

第27条（職場保障） 他人を雇用する者が民防衛隊員に動員されたり教育または訓練を受けたときは、その期間を休務としたりこれを理由に不利益となる処遇をしてはならない。

第28条（災害等に対する補償） ①民防衛隊員として動員され任務遂行中または教育訓練通知書を受けて教育訓練中に負傷をしたり死亡（負傷によって死亡した場合を含む）したら災害補償金を支給し、第29条による

治療によって生業に従事できなければ、その期間中休業補償金を支給する。但し、他の法令により国家または地方自治団体の負担で同じ種類の補償金を受けた者にはその補償金に相当する金額を支給しない。

②第1項による補償金は国家や地方自治団体が負担する。

③第1項と第2項による補償金の額と支給等に必要な事項は大統領令で定める。

第29条（補償および治療） 民防衛隊員として動員され任務を遂行中に、または教育訓練通知書を受けて教育訓練中に負傷をした者と死亡（負傷によって死亡した場合を含む）した者の遺族に対しては、大統領令で定めるところにしたがい「国家有功者等の礼遇および支援に関する法律」または「報訓補償対象者支援に関する法律」を適用して補償または治療する。

第30条（実費弁償等） ①第23条第1項目後段により転地教育訓練を受ける民防衛隊要員に対しては大統領令で定めるところにより給食をしたりその他の実費を支給しなければならない。

②第26条第1項または第2項により動員された民防衛隊員に対しては大統領令で定めるところにより給食をしたりその他の実費を支給することができる。動員されない民防衛隊員が民防衛事態の収拾に参与し、大統領令で定める手続と方法により付与された任務を遂行する場合もまた同様である。

③第26条第1項または第2項により動員された民防衛隊員が重装備等の機械および器具を動員に使用する場合には、大統領令で定めるところにしたがいそれに伴う使用料を支給することができる。

第31条（政治運動等の禁止） ①民防衛隊長はその地位を利用して所属隊員にこの法に規定された任務外の業務をさせたり所属隊員の権利行使を妨害してはならない。

②民防衛隊は編成された組織体で政治運動に関与することはできない。

第32条（応急措置と補償） ①国民安全処長官、市・道知事または市長・郡守・区庁長は民防衛事態が発生したり発生することが確実に民防衛のために応急措置をとらなければならない急迫した事情があれば大統領令で定めるところにより民防衛に必要な範囲で次の各号の措置をすることができる。但し、応急措置を命令する時間的余裕がなければ必要な措置を直接することができ、応急措置の命令に従わなければ「行政

代執行法」第 3 条第 3 項により代執行をすることができる。

1. 住民の避難、人馬の通行、鉄道・軌道・車両やその他の交通手段による人または物の移動と灯火または音響の制限または禁止命令
2. 民防衛上支障がある施設・物件や事業の管理者・所有者または事業主に対する施設等の改善・移転・分散・疎開または転換命令
3. 民防衛上支障がない営業またはその他の業務の禁止・制限や民防衛上必ず必要な営業またはその他の業務の継続・再開命令
4. 他の者の土地・建物・工作物・施設・装備やその他の物品の一時使用または任務遂行に支障がある障害物の変更・除去命令や阻止

②第 1 項第 2 号から第 4 号までの措置により損失を受けた者はその処分をした行政機関の長に補償を請求することができる。

③第 2 項による損失補償の場合には、その処分をした行政機関の長が損失を受けた者と協議しなければならない。

④第 3 項による協議が成立しなければ、「公益事業のための土地等の取得および補償に関する法律」第 51 条による管轄土地収用委員会に裁決を申請することができる。

⑤第 1 項から第 3 項までの規定による応急措置の方法・手続と補償等に必要事項は大統領令で定める。

第 32 条の 2 (収拾および復旧) 国民安全処長官、市・道知事または市長・郡守・区庁長は民防衛事態が発生した場合には大統領令で定めるところにより次の各号の措置をしなければならない。

1. 人命救助
2. 鎮火・水防およびその他の応急措置
3. 被害施設の応急復旧および防疫と防犯
4. 臨時住居施設・生活必需品の提供およびその他の救護措置
5. その他に収拾および復旧と関連して中央民防衛協議会および地域民防衛協議会で審議・決定した事項

第 33 条 (民防衛警報) ①国民安全処長官、市・道知事、市長・郡守・区庁長、「接境地域支援特別法」による接境地域の邑長・面長・洞長または大統領令で定める者は民防衛事態が発生したり発生するおそれがあるときまたは民防衛訓練を実施するときは、大統領令で定めるところにより民防衛警報を発することができる。

②国民安全処長官および市・道知事は迅速な民防衛警報発令と伝播のた

めに民防衛警報統制所を設置・運営しなくてはならない。

③第1項により民防衛警報が発令されたら「建築法」第2条第2項第8号による運輸施設、「流通産業発展法」第2条第3号による大規模店舗および「映画およびビデオ物の振興に関する法律」第2条第10号による映画上映館の管理主体は迅速に民防衛警報を建物内に伝播しなくてはならない。

④第3項による運輸施設、大規模店舗および映画上映館のなかで民防衛警報の対象とその他に必要な事項は大統領令で定める。

第34条（権限の委任） 中央官署の長はこの法で規定した権限の一部を大統領令で定めるところにより市・道知事や大統領令で指定する所属地方行政機関の長に委任することができ、委任される市・道知事と地方行政機関の長は市長・郡守・区庁長と該当地方行政機関の傘下行政機関の長にこれを再委任することができる。但し、市・道知事と地方行政機関の長が再委任された場合には遅滞なく中央官署の長にその内容を報告しなければならない。

第35条（罰則） 次の各号のいずれかひとつに該当する者は2年以下の懲役または2千万ウォン以下の罰金や拘留に処する。

1. 第31条第1項に違反し所属隊員に任務外の業務を行わせたり所属隊員の権利行使を妨害した者
2. 第31条第2項目に違反し政治運動に関与した者

第36条（罰則） 次の各号のいずれかひとつに該当する者は1年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金や拘留に処する。

1. 第2条第1項カ目に該当する状況が発生したり発生するおそれがある場合、正当な事由なく第26条第1項および第2項による動員命令に応じない者
2. 第2条第1項カ目に該当する状況が発生したり発生するおそれがある場合、正当な事由なく第26条第4項による法令を履行しない者
3. 第27条に違反して不利益な処遇を行った者

第37条（罰則） 次の各号のいずれかひとつに該当する者は6か月以下の懲役または50万ウォン以下の罰金や拘留に処する。

1. 正当な事由なく第15条第2項による民防衛準備命令に応じない者
2. 第2条第1項カ目に該当する状況が発生したり発生するおそれがある場合、正当な事由なく第20条による申告をしない者

3. 正当な事由なく第32条第1項各号による命令や措置によらなかつたり妨害した者

第38条（罰則） 第2条第1項カ目に該当する状況が発生したり発生するおそれがある場合、正当な事由なく第23条第2項または第24条第2項に違反した者は30万ウォン以下の罰金や拘留に処する。

第39条（懈怠料） ①次の各号のいずれかひとつに該当する者には30万ウォン以下の懈怠料を付加する。但し、第36条第1号および第2号、第37条第2号または第38条に該当する場合にはこの限りではない。

1. 正当な事由なく第15条第3項後段による案内表示板や誘導表示板を棄損したり除去した者
2. 正当な事由なく第20条第1項但書・第2項・第4項または第5項による申告をしない者（第20条第1項但書により民防衛隊組織から除外される事由が発生する者は除く）
3. 正当な事由なく第23条第2項または第24条第2項に違反した者
4. 正当な事由なく第26条第1項および第2項による動員命令に応じない者および第26条第4項による命令を履行しない者

②第1項による懈怠料は大統領令で定めるところにより市長・郡守・区庁長が賦課・徴収する。

③削除〈2012. 2. 22.〉

④削除〈2012. 2. 22.〉

⑤削除〈2012. 2. 22.〉

附則 〈第13915号, 2016. 1. 27.〉

この法は公布後1年が経過した日から施行される。